

【令和 8 年度事業計画書】

社会福祉法人ゆたか会

はじめに

コロナ感染症流行より 6 年が経過し、一般社会では、コロナ前の状況に戻っております。令和 7 年度中施設内では、一時感染者が出ましたが、大きな感染拡大には至らず、落ち着いた 1 年を過ごすことができました。今後とも感染症対策を継続しながらコロナ前の生活に戻していきます。

また、いつ起こっても不思議ではない災害に備えるため、防災対策を徹底し、発電装置や備蓄品の維持管理、防災訓練の実施等これまでどおり定期的に行ってまいります。

さて、法人経営については、入所部門の令和 7 年度は、6 年度と変わらず高い利用率を維持し、新規加算の取得等により収入増となりました。通所部門は、前年度並みの利用率でありましたが、新規加算の取得により収入増となりました。令和 8 年度も、通所部門の利用率向上に努めてまいります。

令和 8 年度も地域の拠点施設として利用者のニーズに対するきめ細かな対応・質の高いサービスを持続的に提供できるよう努め、利用者満足度の向上に努めます。少子高齢化による人材不足が世間を騒がせています。当法人では、職員の平均勤続年数が 17 年を超えている状況であります。新規募集に対する応募が少なくなってきております。今後とも職員の処遇に留意し、長く勤めていただける働きやすい職場作りに努め、法人・利用者・職員が、お互いに尊重され満足できる経営に努めます。引き続き将来の法人を担う若い職員の育成を行い、今後、退職時期を迎えるベテラン職員からの世代交代が順調に進んでいくよう努めてまいります。

令和 8 年度も、法人のコンプライアンス・ガバナンスの強化に努め、各種法人情報をホームページ上にて積極的に公開し、透明性のある法人経営を引き続き行ってまいります。

1. 令和 8 年度の基本方針

(1) 感染症対策の継続

- ① 外出・面会の制限を緩和
- ② 密を避けるため食事時間 3 部制の継続、対面しない食事継続
- ③ 外部者の入館制限緩和

- ④ 職員のマスク常時着用の継続
- ⑤ 手洗い・アルコール消毒・検温の徹底
- ⑥ 職員体調不良時の出勤停止の継続

(2) 目指す方向

- ① 長期的に地域の皆様に安心・安全を提供できる福祉拠点づくりのため入所施設・短期入所・通所サービス・相談支援事業を充実させ、地域への貢献拡大を行う。
- ② サービスマネジメント体制の充実
目標管理、計画的な外部研修、内部研修、経営分析、内部監査などを実施する。また、利用者重視の気風を徹底し、サービスの質や施設環境を各職員が自ら工夫・改善していく能力を高め、利用者のニーズに応え満足度を高めていく。
- ③ 経営基盤の安定・強化をすすめる
今後も長期的な視野にたって、継続した経営基盤を強化していくため、経費の合理化を図りつつ、安定した経営に努める。

(3) 報酬改定への確実な対応

- ①BCP(事業継続計画)の周知・研修・訓練の実施
- ②入所・通所の利用率向上
- ③職員の高い定着率の維持
- ④職員の更なる処遇改善の実施
- ⑤利用者満足度の更なる向上
- ⑥身体拘束適正化の更なる推進
- ⑦虐待防止対策の更なる徹底
- ⑧ハラスメント防止対策の更なる徹底
- ⑨業務効率化を図るための ICT 活用をすすめる
- ⑩医療機関との連携強化・感染症対応力の向上
- ⑪地域連携推進会議の開催
- ⑫加算取得に必要な資格取得のための研修の実施

2. 法人経営方針

“大慈・大悲と人間愛”の基本理念のもと、社会福祉事業の担い手として、経営基盤の安定を図り、提供する福祉サービスの質向上と経営の透明性を保ちながら、地域福祉の向上・推進に努める。

(1) 経営基盤（サービス・組織・財務）安定のために

- ① 法令遵守、リスク管理体制の強化
- ② 利用者満足度向上、苦情対応体制の強化、サービス評価の実施
- ③ 職員教育・研修の充実による職員のサービス技術向上
- ④ 業務マニュアルの定期的な見直し及び整備
- ⑤ リスクマネジメントによるサービスの品質管理の徹底
- ⑥ ボランティアの積極的な受入
- ⑦ 地域住民のニーズに対応したサービスの検討
- ⑧ ICTを活用した情報提供・業務の効率化
- ⑨ サービス利用率の向上（各サービスの利用率 100%を目指す）
- ⑩ 内部監査の継続
- ⑪ 報酬改定への確実な対応
- ⑫ 適切な利益の確保
- ⑬ 離職者ゼロを目指す
- ⑭ 感染症対策の徹底
- ⑮ 人権尊重の徹底

3. 組織

自立的運営の確立が求められるなか、主体的な取り組みと事業所間の連携がますます必要となっている。円滑な法人運営を行うため組織の強化を図る。

- (1) 理事会、評議員会、監事会の適確なる職務の遂行
- (2) 管理者の能力・責任感の向上を図る。
 - ① 管理者としての役割および責任の認識の徹底を図る。
 - ② 施設における一連の業務の把握。
- (3) 人材育成のため、施設内外の研修を行い、環境変化に適応できるケアやマネジメントを習得し、役割に応じた行動ができる人材の育成に努める。
- (4) 職務の集中化を回避し、急な退職者に対応できる体制を整備する。
 - ① 全ての業務をチームで行う。
 - ② 常にプラスアルファの人材を確保しておく。
- (5) 内部統制機能の強化を図る。
 - ① 適正な事業運営が継続できるように内部チェック機能の強化を

図る。

②法令順守規定に則り、業務管理体制の徹底を図る。

4. 地域貢献（地域福祉の推進）

我々の障害者支援施設は、地域社会とともに存在し、地域福祉を支える使命を制度上も担保されている。他の事業主体では対応できないさまざまな福祉ニーズを補うことで地域社会に貢献する。

- (1) 地域福祉の人材育成（ボランティア、実習生の受入れ）
- (2) 障害者相談支援事業で障害者や家族の相談支援
- (3) 地域の人々に福祉への関心を深めてもらうため、施設利用希望者や民生委員、地域住民の方がたに見学推進
地域連携推進会議の開催
- (4) 地域との交流
小中高等学校の職場体験と交流会、行事などを通して地域住民の方がたとの交流を進めていく。
- (5) 会議室、集会室など地域でのサークル・交流活動などされている団体のイベントに無償で開放する。
- (6) 福祉人材の受入れ
教員免許取得希望の学生や介護福祉士を目指す実習生などを広く受け入れる。
- (7) コミュニティケアの実現をめざし、より一層の地域公益活動に努める。出来るだけ地域の中で地域とのつながりを保ちながら処遇する。

5. 施設運営

各事業別実施状況

- (1) 障害者支援施設リハビリ橋本
 - ① 施設入所支援 定員 50 名 現員 51 名
 - ② 生活介護 定員 50 名 現員 51 名
 - ③ 短期入所 定員 8 名
- (2) 生活介護事業所リハビリ橋本Ⅱ
 - ① 生活介護 定員 30 名
- (3) 障害者地域生活相談支援センターリハビリ橋本
 - ① 計画相談支援

- ② 障害児相談支援
- (4) リハビリ橋本診療所

各種委員会活動

- (1) 日常生活支援（生活向上・人権尊重虐待防止・個人情報保護委員会）
 - ① 利用者さまの生活の充実・改善を継続。
 - ② 日中活動支援の充実・改善を継続。
 - ③ マニュアル制定・改訂の上、充実・改善を継続。
 - ④ 人権研修・虐待防止・身体拘束適正化研修を実施し、職員の人権意識を高め、虐待を起こさせない体制確立を継続。
 - ⑤ 個人情報の保護徹底を継続。
- (2) 職員の資質向上（自己点検評価委員会）
 - ① ポートフォリオを活用し、メンタルケアおよび介護技術の充実・改善を継続。
 - ② 自己評価点検シートの活用・改善を継続。
 - ③ 介護職の役割を知り、常にモチベーション向上に努める。
- (3) 介護事故の防止（介護事故防止対策委員会）
 - ① インシデント(ひやり・はっと)レポートにより集計・評価し、対応策の充実・改善を継続。
- (4) 施設内感染・褥創予防（感染症・褥創防止対策委員会）
 - ① コロナ感染症・食中毒・ノロウイルス・インフルエンザ・肝炎・褥創についての注意喚起、対応策を提示する。
 - ② インフルエンザ・コロナウイルスワクチン接種の実施
- (5) 健康・衛生に関する支援（医師・歯科医師・看護師・管理栄養士による医療チーム）
 - ① 医師・歯科医師による定期的診療。
 - ② 全職員・利用者へ健康・衛生の講習を行い、啓蒙を継続。
 - ③ 全職員・利用者に定期健康診断の実施を継続
 - ④ 喀痰吸引・経管栄養の安全な実施を継続
- (6) 防災対策（防災・防犯管理委員会）
 - ① 避難・通報・消火訓練を年3回実施する。
 - ② 救急訓練・防犯訓練を実施する。
 - ③ 消防計画に基づく、定期検査の実施。
 - ④ 防災管理規定を検証し、充実・改善を図る。

- ⑤ 緊急時対応マニュアルを検証し、充実・改善を図る。
- ⑥ 緊急時の地域との協力体制を構築する。
- ⑦ 福祉避難所としての体制整備。
- ⑧ 地震・風水害など防災対応マニュアルの見直しを継続。
- ⑨ 備蓄品の管理・充実を図る。
- ⑩ BCP(業務継続計画)の職員への周知・訓練・研修を行う
- ⑪ 防犯マニュアルの作成、防犯訓練実施継続、防犯設備。備品の充実
- (7) 調理場の衛生・栄養管理（給食委員会）
 - ① 衛生管理、食中毒予防に努める。
 - ② 嗜好調査を定期的に行ない、献立の充実・改善を継続。
 - ③ 行事食の充実・改善を継続。
 - ④ 食事申込表の管理を徹底する。
- (8) 安全管理（安全衛生管理対策・ハラスメント防止委員会）
 - ① 法人所有車両の計画的な点検、整備を継続。
 - ② 施設内建物・備品の点検、安全確認をし、改善を継続。
 - ③ 敷地内の安全を確認し、改善を継続。
 - ④ 労働災害の防止（産業医、衛生管理者による巡視）に努める。
 - ⑤ ハラスメント防止を徹底し、起こさせない体制確立を継続。
 - ⑥ 有給休暇の取得促進
- (9) 環境整備（環境整備委員会）
 - ① 施設内外の環境整備（整理、整頓、清潔、快適、安全）を検証し、充実改善を継続。
- (10) 広報活動（広報委員会）
 - ① 施設だよりの発行(年3回ホームページ上にて発行予定)
 - ② ホームページの更新を実施し、充実・改善を図る。
 - ③ 行事の広報・案内状の送付。
 - ④ 情報公開を積極的に行い、充実・改善を継続。
- (11) 苦情解決・利用者満足度向上（苦情解決対策委員会）
 - ① 苦情・意見・相談、満足度を分析し、充実・改善を継続。

外国人材の受入

少子高齢化に伴う介護人材不足が顕著となり、当法人でも求人への応募者が少なくなってきました。将来の介護人材不足に備えるため、当法人でも、令和8年度より外国人材の受入を開始いたします。今年度は、インドネシアより2名の特定技能者を採用いたします。

6. 相談支援事業

障害者手帳の有無にかかわらず、地域で生活することに困っている方を対象に、各種相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行います。関係機関との連絡調整や権利擁護のために、相談支援体制の充実を図ります。また、橋本・伊都地域自立支援協議会に参画し、行政、関係機関、障害者福祉団体、地域住民との連携・協働を通じて、誰もが安心して生活できる地域システムの構築に寄与します。

また、主任相談支援専門員の役割として、利用者との信頼関係の構築やニーズの把握、自己決定の支援、家族を含めた支援、社会とのつながりの構築を行います。また、地域の相談支援事業への助言など、チームアプローチの展開や社会資源の開発など、地域の支援ネットワークの構築を行います。

サービス等利用計画作成については、令和8年度中に新規5件・更新130件・更新モニタリング200件を実施する予定です。

7. 役員会・評議員会

役員会は、令和8年度は、5月、9月、12月、3月の年4回の開催を予定している。

評議員会（総会）は、6月の開催を予定している。

8. 会議

職員会議、処遇会議、ケース会議、給食会議や各委員会会議は、月1回は必ず実施し、内容を全職員に周知する。

9. リスクマネジメントの継続

他施設よりいち早く始めたリスクマネジメントについては、職員の資質向上に役立っているので令和7年度においても引き続き取り組んでいく。

具体的には、職員より提出されたインシデントレポートにより、月1回の内容報告、年1回の集計を行い、職員間で対応を検討し、アクシデン

トが減少していくように対策を立て改善に努める。

10. 職員ポートフォリオの継続

職員各自の月間目標や日常ケアで感じたこと、気づいたことや体験等を記録し、1人ひとりの気づきや体験を職員会議などで報告・討論し、全員で共有する。職員のモチベーション向上、利用者処遇向上に極めて有意義である。

11. 年中行事

- ① お花見外出
- ② 七夕
- ③ 観月会
- ④ クリスマス会
- ⑤ 節分
- ⑥ グループ外出
- ⑦ 橋本市総合文化祭参加
- ⑧ 和歌山県きららアート展出品(4年連続感動大賞受賞)
- ⑨ 喫茶コーナー月1回実施
- ⑩ 余暇活動支援 手芸・陶芸・紙漉き・書道・ふれあい・絵画
カラオケ・ネイル・パソコン等の各サークル活動の実施
内職作業の充実
- ⑪ リハビリ橋本DE るるるマーケット(10月頃開催予定)

12. ホームページ

- (1) 法人の各種情報の積極的に公開する。
- (2) 施設内の日々の状況を発信する。
- (3) 職員採用ページを通じた応募の充実・拡大を行う。

尚、令和8年度各事業計画については、感染症の状況により実施の可否をその都度検討する。